

なまはげ文化魅力発信業務委託仕様書

1 業務名

なまはげ文化魅力発信業務

2 業務の目的

男鹿観光の玄関口である男鹿駅周辺エリアで、なまはげ文化の魅力を感じられる仕掛け作りを行い、まち歩きを促すことで、誘客推進、滞在時間の延伸、消費額の増加等を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

ただし、6⑤看板のデザインについては12月26日（金）までに納品すること。

4 設置予定場所

男鹿駅周辺エリア（男鹿市船川港船川地内）

※別紙1－1を参照

5 委託金額

上限額10,450,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 業務内容

対象エリア（男鹿駅周辺エリア）で、なまはげ文化の魅力を感じられる仕掛けづくりを行い、まち歩きを促し、滞在時間の延伸につながる施策を立案・実行すること。本業務において受託者は、以下の業務を行うこと。なお、業務の実施にあたっては、委託者と十分に協議・調整を行うこと。

（1）全体統括等

以下の各業務の実施にあたり、委託者及び関係機関等と十分に調整を行い、全体を統括すること。また、本業務全体を統括する担当者を1名以上配置すること。

（2）対象エリア（男鹿駅周辺エリア）の周遊を促す仕掛け作り

男鹿駅前やオガーレからまちなかへ人の流れを創出し、来訪意欲や周遊意欲を高めるための周遊促進を促す仕掛けづくりを立案・実行すること。また、企画立案にあたっては以下の点を踏まえること。なお、①～⑤は必須項目として企画提案すること。

ア なまはげ文化の魅力を感じられる仕掛けづくりを実施すること。

イ 観光客の来訪意欲や周遊意欲を高める仕掛け作りを実施すること。

ウ 地域の魅力を体感できる回遊ルート（さんぽみち）を設定すること。

エ 地域事業者や住民等と連携した持続可能な企画を含めること。

オ 一定の条件を満たすことで応募可能となるプレゼントキャンペーン等、観光客のインセンティブを高める仕掛けについて考慮すること。

■必須項目

① 旧男鹿駅前になまはげ像の塗装

対 象：なまはげ像2体

サ イ ズ：1体目 横幅130cm×奥行き70cm×高さ175cm

2体目 横幅90cm×奥行き100cm×高さ194cm

設置場所：別紙1－2参照

デザイン：なまはげの品位や威厳を損なわないデザイン

材 料：耐候性・耐久性のある屋外用塗料（雨、雪、風への耐性を考慮）

技 法：手描き、スプレー等（施工後5年間の色褪せに耐えるもの）

② シャッターアート制作

対 象：対象エリア商店街等の空き店舗シャッター（最大5箇所）

サ イ ズ：各箇所 幅2.5m～4m × 高さ2m程度（現地実測により確定）

デザイン：なまはげをモチーフとしたデザイン（地域性を反映した構成）

材 料：耐候性・耐久性のある屋外用塗料（雨、雪、風への耐性を考慮）

技 法：手描き、スプレー等（施工後5年間の色褪せに耐えるもの）

そ の 他：県内大学・学生との協働を模索すること

③ 散歩コースの解説付きマップの作製

実施対象エリア内に点在する観光スポットや事業者店舗の場所を視覚的にわかりやすく案内し、来訪者・住民の回遊促進を図ること。必須項目①、②、④、⑤と連携したマップを作製。観光拠点・駐車場・交通機関・トイレ等の情報も付記

仕 様：日本語版および外国人観光客向けの簡易英語表記版を作成（2言語）

サ イ ズ：A3（折りたたみ式）またはA4（三つ折り）

デザイン：地域の親しみやすさ・観光性を重視したデザイン。

地図内には制作年を掲載。

部 数：2,000部印刷（予備含む）※電子データ（PDF）でも納品

④ 「なまはげさんぽみち（令和6年度事業）」と連携した散歩コースの設置

「なまはげさんぽみち（令和6年度事業）」及び対象エリア（男鹿駅周辺エリア）の地域資源と連携した新たな散歩コースを企画・設置すること。回遊性・ストーリー性のある観光体験を創出し、地域内での滞在時間の延長・消費拡大を図ること。

※なまはげさんぽみち（令和6年度事業）とは、観光回遊ルートの名称です。

対象エリア（男鹿駅周辺エリア）でなまはげ文化を感じてもらうため、回遊の起点、終点となる場所に、なまはげのキャラクターをあしらった置型看板、回遊途中5カ所の電柱に案内看板を設置し、周遊の促進を図った施策です。（※別紙1－3を参照）

⑤ なまはげをモチーフとしたサイン、ベンチ等の設置

なまはげをモチーフとしたサイン、ベンチ等を設置すること。各商店で設置する

看板のデザインを作製すること。視覚的に「なまはげ文化」を感じられるように対象エリア内と統一感をもたせ、観光客の認知度向上・回遊性の強化を図ること。設置にあたっては、なまはげさんぽみち上の利便性や景観との調和に十分配慮し、フォトスポットとしての機能やSNSによる拡散効果も意識したデザインとすること。

- ・なまはげをモチーフとしたサイン(案内・誘導表示等)、ベンチ等を整備すること。
- ・視覚的にもSNS映えし、自然な発信・滞在時間の延伸を図ること。
- ・設置場所やデザイン案は地元との話し合い等で共創すること。
- ・観光客だけでなく、地元住民にも使いやすく、誇りに思えるデザインを重視すること。

※看板デザインは電子データ（PDF）で納品すること。

（３）地域住民及び域内事業者との会議の開催

契約締結後、地域住民及び域内事業者の意見を的確に把握し、事業実施に反映させるため、以下のとおり住民との会議を企画・開催すること。

ア 初回会議は契約締結後５週間以内に実施すること。

イ 会議では地域の課題・要望をヒアリングし、双方向の意見交換を行うこと。

ウ 会議は少なくとも３回以上開催すること（開催時期・頻度は発注者と協議のうえ決定）。

エ 会議開催にあたっては、進行計画の策定、議事録の作成等、必要な業務を一貫して実施すること。なお、案内状の送付、参加者の調整、会場の確保は発注者にて行う。

オ 実施した会議については、議事録を作成し、開催日から１週間以内に発注者に提出すること。

カ 地域住民から出た意見・提案等は分類・整理し、事業に反映させること。

７ 提出物

受託者は、契約締結後、業務の遂行に当たり、次に掲げる書類等を提出すること。

（１）事業着手時

- ① 業務着手届 １部
- ② その他、市が指示するもの

（２）事業完了時

- ① 業務完了報告書 １部
- ② その他、市が指示するもの

８ 支払い条件等

委託業務を完了し、すべての業務が完了したことを確認後、本事業に係る経費を支払うものとする。

９ 関係書類等を含む現地調査の実施

適正な業務執行を確保するため、必要に応じ現地調査を実施することがあるので、関係書類等の適正な整備を行うこと。

10 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、委託者と連絡を密にし、円滑な業務の遂行に努めること。
- (2) 委託者が会議等への出席等、業務の要請をした場合には、即応することができる体制を構築しておくこと。
- (3) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 業務に支障が生じた場合又は支障の発生が予想される場合には、その要因を分析するとともに、発注者と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。
- (5) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項、細部の業務内容等については、委託者と協議して決定すること。